

平成22年4月2日
事務連絡

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

平成22年度工賃倍増5か年計画支援事業の実施方法等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、工賃倍増5か年計画支援事業の実施にあたっては、「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」（平成19年7月6日付け障発第0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、実施していただいているところではありますが、平成22年度の事業実施にあたり、その具体的な実施方法等について、別添のとおり定めましたので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、これを踏まえ、本事業の積極的な実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

照会先

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係

TEL：03-5253-1111（内線3044）

FAX：03-3591-8914

**工賃倍増 5 か年計画支援事業の各事業の
実施方法等について**

1 事業の実施にあたって

障害者が経済的に自立していくためには、障害年金等とともに、就労が可能な障害者について一般企業への就労を広げていくことや、福祉施設で働く障害者の「工賃」を引き上げていくことが重要であると考えています。

しかしながら、工賃の引き上げについては、福祉施設において、商品開発や市場開拓など経営のノウハウが十分でないなど、まだまだ多くの課題を抱えているところです。

そこで、平成19年度から、各都道府県において「工賃倍増5か年計画」を策定し、工賃の引き上げに向けて取り組むとともに、国としても、その取組を支援しているところです。

平成22年度予算におきましては、工賃倍増5か年計画支援事業における今までの取組による実績や、昨年11月の行政刷新会議における「事業仕分け」の指摘を踏まえ、より効果的に事業を実施する観点から、新たに、複数の事業所が協働して受注や品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業（定額（10/10相当））を盛り込む等、見直しを行い、以下の事業内容としたところです。

(1) 意識改革

- ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業
- ② 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援）

(3) 効果的取組の推進

- ① 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業
- ② 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会（好事例発表・展示・即売会の開催）

(4) 情報提供

インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の情報の提供

※ (1)②・(2)・(4)の補助率：1/2（国1/2、都道府県1/2（基本事業（既存）））

(1)①・(3)の補助率：定額（10/10相当（特別事業（新規）））

これらの事業実施にあたっては、「2 各事業の実施方法等」にある事業の目的等を踏まえ、各都道府県において創意工夫を凝らし、各事業を組み合わせ実施する等、より効果的な工賃倍増5か年計画支援事業の実施に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

2 各事業の実施方法等

(1) 意識改革

① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

ア 目的

工賃引き上げの取組に未着手な事業所経営者等を対象として、経営意識の向上等を図ることにより、工賃引き上げの取組を促進させることを目的とする。

イ 事業内容の例

事業所経営者等に対する連続形式の研修実施により、事業所の課題認識や意識を高めるなど、教育的なプログラムによる研修等の実施

- ・ 工賃引き上げの取組が未実施な事業所に対する意識啓発
- ・ 自らの事業所における経営課題の認識
- ・ 組織運営とマネジメントの分析
- ・ マーケティング（市場の把握、商品開発、販路選択、販売促進）の基礎について学習
- ・ 成功事例（工賃引き上げを果たしている事業所の取組）の紹介、事例分析（自らの事業所運営に応用できる方策の検討）
- ・ 自らの事業所の現状を踏まえた工賃引き上げ計画策定
- ・ 計画提出、発表、施設見学、企業見学など、参加型、体験型の研修内容の盛り込み
- ・ 参加者同士のディスカッション、意見交換
- ・ 研修終了一定期間経過後のフォローアップ、検証

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 受講対象者は、事業所の経営者（注）、サービス管理責任者を対象とすること。

（注）「事業所の経営者」とは、施設長、法人の長など、経営権を持つ者を指す。

- ・ 本事業を実施するにあたり、「(1) ②ア 事業所職員の人材育成のための研修等」を併せて実施する場合、当該二事業の国庫補助率が異なることから、実施計画（注）において、カリキュラムや経費等を区分すること。

（注）実施計画に係る書式等は「内示額にかかる協議依頼」で別途通知する。以下の実施計画についても同様。

※ 参考資料1

- ・ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等のプログラム例（1-1）
- ・ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事例（1-2）

② 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入） のための研修等に係る事業

ア 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のた めの研修等

（ア）目的

職業指導員等の直接処遇職員に対し、企業の作業手法や生産方法に
関する研修等を実施し、職員のスキルアップを目的とする。

（イ）事業内容の例

- ・ 単なる座学に留まらず、施設見学、企業見学などの体験型、ビジ
ネスプラン作成などの参加型の研修
- ・ 工賃引き上げに積極的に取り組む事業所の職員や障害者雇用を積
極的に実施する企業などの企業関係者を講師とした研修
- ・ ビジネスマナー（接客商談など）、営業手法、対応術、交渉術を
身につけるための研修
- ・ 事業所で抱える事業実施上の問題点について、課題分析、意見交
換（個々の事業所における事業の改善策を探るとともに、事業所同
士の連携も深める内容）等の研修

（ウ）実施にあたっての留意事項

工賃引き上げの取組は、事業所経営者と職員が一丸となり実施す
る必要があることから、本研修等の実施にあたっては、「（１）①
事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」と併せて企画す
る等、経営者の経営ビジョンを実現するために必要なスキルアップ
に関する内容等を充実させ、実施することが望ましいこと。

ただし、その場合は、当該二事業の国庫補助率が異なることから、
実施計画において、カリキュラムや経費等を区分すること。

※ 参考資料２

事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修事例

イ 研修等コーディネート事業

（ア）目的

研修等のコーディネートにより、事業を効果的かつ円滑に実施す
ることを目的とする。

（イ）事業内容

研修等事業実施に係る職員を配置し、研修等の企画、関係機関等と
の調整を実施する。

（ウ）実施にあたっての留意事項

- ・ 本事業の実施にあたっては、都道府県が自ら実施するほか、社会
福祉法人等に事業委託し実施する場合も補助の対象であること。

ただし、法人等に事業を委託する場合であっても、研修等対象者や、研修等カリキュラムの選定など、研修等の企画に必ず都道府県の担当者が関与すること。

- ・ 本事業について、「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」を実施する際にも活用して差し支えないこと。

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業

(経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援)

ア 目的

商品開発や市場開拓、作業効率の向上等、事業所の経営改善の取組を支援することを目的とする。

イ 事業内容の例

- ・ 工賃アップに取り組む事業所へ、経営コンサルタント、工賃アップの取組を実施し効果を上げている事業所職員及び企業OB等の派遣
- ・ 経営改善講座等を開催する場合の講師としての経営コンサルタント等の派遣（「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」及び「(1) ②ア 事業所職員の人材育成のための研修等」における研修等を除く）

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 新規に個々の事業所へ経営コンサルタント等を派遣する場合は、効果的な事業実施の観点から、「(1) ① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業」にて実施する研修等を事前に受講させることが望ましいこと。
- ・ 本事業の実施にあたっては、都道府県が自ら実施するほか、社会福祉法人等に事業委託し実施する場合も補助の対象であること。

※ 参考資料3

経営コンサルタント等を活用した好事例（事業の再編・新商品開発・販路拡大等）、派遣事業者一覧表（都道府県推薦による）

(3) 効果的取組の推進

① 複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備に係る事業

ア 目的

利用者の工賃を引き上げるための取組は、個々の事業所では限界があり、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を目的とした取組を実施

することにより、安定的な受注が可能となり、工賃の引き上げに資するものと考えられる。

この複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」については、平成20年度障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）により社会福祉法人全国社会福祉協議会において研究・報告がなされ、この報告をもとに今般、全国社会就労センター協議会「共同受注窓口設置促進特別委員会」において、「共同受注窓口」に関するガイドラインが策定されたところである。

このガイドラインに沿い本事業を実施し、ガイドラインの検証を行い、ガイドラインの更なる充実を図ることを目的とする。

イ 事業内容

全国社会就労センター協議会作成の「共同受注窓口」に関するガイドライン（注）に沿い、複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う機能を設け生産活動を実施し、ガイドラインの更なる充実を図る。

（注）「共同受注窓口」ガイドライン（別紙1）

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 事業は全国8か所（ブロックごとに1か所）で実施すること。
なお、同一ブロックにおいて、複数の都道府県が連携し、実施することも認めるものであること。
- ・ 事業実施にあたり、都道府県が、障害者の就労支援を行う関係団体、事業所と協議し、理念・目的の共有化を図った上で、これに賛同する事業所の主体的な参加を募る形が望ましいこと。
- ・ 事業実施においては、都道府県より実施計画を徴収し、厚生労働省において審査の上、選定を行う。

（詳細別紙2）

② 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会 （好事例発表・展示・即売会の開催）

ア 目的

工賃引き上げに積極的な事業所の取組の好事例を、都道府県の域を超え、全国的に広く紹介することにより、工賃引き上げに向けた事業所の更なる取組に資すること、併せて、事業所の製品・サービスを紹介することにより、製品等の一層の普及を図ることを目的とする。

イ 事業内容

各都道府県下の工賃引き上げに積極的に取り組む事業所における成果（製品等、取組による効果）等について、各都道府県の共同により全国一か所（東京）で説明会を開催するとともに、併せて、製品等の展示・即売会（カタログ等による展示及び通信販売を含む）を開催する。

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 展示・即売会出展事例については、各都道府県において特に推薦するものとして3事例を選定すること。

- ・ 各都道府県において選定した事例について、厚生労働省において、有識者を含めた選定委員会により審査を行い、出展事例を選定する。
 - ・ 併せて、選定された出展事例の中から、説明会で発表する事例を選定する。
- (詳細別紙3)

(4) 情報提供

インターネットを活用した工賃倍増5か年計画の情報の提供

ア 目的

各都道府県における工賃倍増5か年計画の取組についての情報提供や、障害者が働く事業所の製品等の情報発信を積極的に実施することにより、事業所自らの工賃引き上げのための取組に資するとともに、事業所の製品等の周知・普及を図ることを目的とする。

イ 事業内容

各都道府県における工賃倍増5か年計画の取組等に関する情報提供・情報発信

- ・ 都道府県における各種取組内容
- ・ 事業所における各種取組内容
- ・ 事業所の工賃実績
- ・ 事業所の製品等に関する情報 等

ウ 実施にあたっての留意事項

インターネット掲載にあたっては、厚生労働省ホームページに各都道府県の情報に関するアドレスを貼り付け、利用者からのアクセスを簡素化し、多くの情報が得られるよう、利便性に配慮した情報提供等を考えていることから、各都道府県において、各種情報の内容・量、見やすさに配慮したホームページ等の作成について積極的に取り組まれない。

(厚生労働省ホームページへの掲載に関する具体的な実施方法については、別途通知)

工賃倍増5か年計画支援事業（平成22年度）

(1) 意識改革

① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

- 工賃引き上げの取組に未着手な事業所経営者等を対象に、意識啓発等の実施

② 事業所職員の人材育成のための研修等に関する事業

- スキルアップを図るため、事業所職員を対象に企業の作業手法や生産方法等の研修実施

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業

- 経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援

(3) 効果的取組の推進

① 「共同受注窓口」の整備に係る事業

- 複数の事業所による受注、品質管理等の実施

② 工賃引き上げ取組好事例の紹介、説明会

- 事業所の取組成果について、説明会の実施
- 展示・即売会の実施

(4)

情報提供

インターネットを活用した情報の提供

障害者の「働く場」における「工賃」引き上げを促進

○「共同受注窓口」ガイドライン

(1) 対象事業所・施設

都道府県が、障害者の就労支援を行う関係団体、事業所・施設（以下「事業所等」という。）で協議し、理念・目的の共有化を図った上で、これに賛同する事業所等の主体的な参加を募る形が望ましい。

(2) 組織の構成

(運営委員会)

都道府県内の障害者の就労支援を行う関係団体、事業所等、企業団体及び協力企業等、共同受注の取組に賛同する者を構成メンバーとする「運営委員会」による組織運営方式をとる形が望ましい。

本委員会は、共同受注窓口における最高意思決定機関、執行機関であるとともに、官公需・民需の発注拡大のための連絡調整・協議の場としての役割を持つものとする。

(推進委員会)

- ・ 運営委員会の下に、参画する事業所等から選出する専門委員、必要な専門知識・技術等を持った者などで構成する「推進委員会」を設置し、専門的技術等を活用し、製品開発、質の向上（生産・品質管理、技術的指導）、営業活動（販路拡大）などを実施する専門委員会として位置付ける。
- ・ 都道府県の事業所等における専門的技術や技能を持った職員、企業等をリタイヤし、その後の活躍の場を求めている人材など、実効性のある職員や、地域の人材の活用を図ることが望ましい。
- ・ また、多種多様な発注に対応するため、各分野別で委員会を設置することも差し支えない。（例：製造分野、農耕分野、請負分野、食品分野、手工芸分野 等）

(事務局)

専任職員の配置

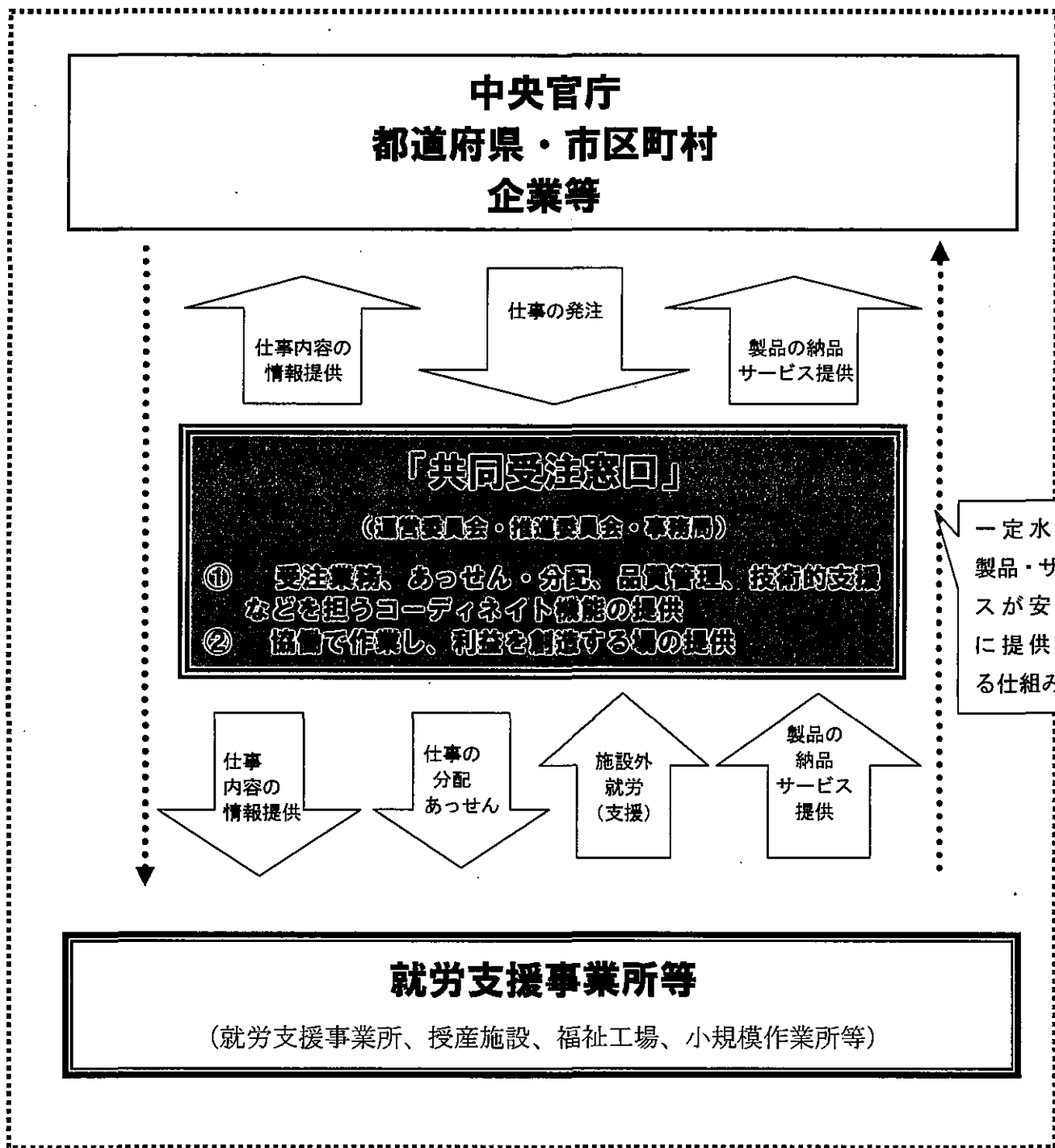
- ① 統括責任者
→ 事業の企画および各委員会の運営の統括などを担当
- ② 営業責任者
→ 営業活動（販路拡大）、企業情報の集約・分析、事業所等の情報管理などを担当
- ③ 技術支援員（技術支援担当）
→ 製品開発、質の向上（生産管理・品質管理、技術的指導）などを担当

(注1) 必ずしも運営委員会、推進委員会を別々に設置する必要はないが、上記の機能を果たす委員会を設けること。

(注2) 上記の機能について、参画する事業所等以外の法人への委託も可能とする。

(3) 共同受注窓口が行う業務

- ・ 仕事の確保のための営業活動、発注先への発注可能な製品・サービスの提案
- ・ 受注した仕事の分配、材料調達、生産・品質管理、納品までのスケジュール管理
- ・ 登録事業所等への技術的指導、研修等の実施
- ・ 登録事業所等の作業内容・能力の把握、発注先への情報提供
- ・ 協働で作業し、利益を創造する場の提供
- ・ 企業情報の情報集約・分析、企業ニーズの把握



複数の事業所が協働して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備にあたっての留意事項

1. 事業実施

- ・ 本事業は、全国8か所（北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄の8ブロック）で実施する。

2. 対象事業所・施設の募集

補助事業を実施する都道府県において、障害者の就労支援を行う関係団体、事業所・施設（以下「事業所等」という。）と協議し、理念・目的の共有化を図った上で、これに賛同する事業所等の主体的な参加を募る形が望ましい。

3. 実施ブロック（都道府県）の選定

- ・ 都道府県より実施計画を徴収し、厚生労働省において審査の上、選定を行う。
- ・ 各ブロックの都道府県が連携し、都道府県の県域にこだわらない事業実施を認めることから、同一ブロックで複数の都道府県が事業実施を希望する場合は、同一ブロック内で実施方法を調整すること。その際は、補助先となるブロックを代表する都道府県を選定すること。

4. 実施にあたっての留意点

- ・ 関係する都道府県の官公需契約に係る規程に留意すること。
- ・ 本事業における共同受注窓口が、契約主体としてなり得る法人格を有する形で設置されていない場合には、契約行為に係る業務（入札、契約、請求事務等）については、参画事業所等の中から1か所の事業所等を契約主体として選定し、選定した事業所等により他の事業所等へ再委託すること等で対応することも可能であること。
- ・ 受注にかかる作業については、分配された個々の事業所等により作業・生産等を行うほか、同種の仕事を分配された複数の事業所等が同一の作業室等を活用し、共同して作業・生産等を行うことも差し支えない（施設外就労（支援）のイメージ）。
- ・ 発注を受けた製品・サービスを決められた期間内に発注元に納品するため、迅速な対応を求められることもあることから、業務実施の上での組織内の決裁基準の明確化など、各業務実施の上で、明確な意思決定の機能を持つこと。
- ・ 発注を受けた製品等を一定水準で安定的に提供するため、事務局の技術支援員による生産管理、品質管理、技術的指導などを実施すること。
- ・ 実施にあたり、年間の営業目標、具体的な計画などについてあらかじめ掲げるとともに、中間報告、年度報告など、実施した結果の検証を十分に行い、問題点や、改善すべき点の洗い出し、解決方法の検討を実施すること。また、実施した結果については、報告書として厚生労働省に提出するほか、計画や、結果検証等にかかる情報については、都道府県のホームページ上での公開等、可能な限り誰でも閲覧できる場での情報公開に努めること。

工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会実施にあたっての留意事項

1 実施内容

- ① 各都道府県下の事業所における工賃アップのための効果的な取組（好事例）についての説明会（1事例15分、全体で10事例程度選考）の実施。
- ② 各都道府県下の事業所における製品・サービスの展示・即売会（カタログ等による展示及び通信販売を含む）の実施。

（1会場に参加都道府県毎の区画を設け、展示・即売会の開催）

- ※ 官民連携した取組とするため、全国社会就労センター協議会が主催する「ナイスハートバザール」等との同時開催を予定。

2 開催日時

未定（10月（P）の金・土2日間）

3 開催会場

未定（東京都内での開催を予定）

4 出展事例の選定

（1）展示・即売会出展事例の選定

各都道府県において、特に推薦するものを3事例選定すること。

各都道府県において選定した事例について、厚生労働省において、有識者を含めた選定委員会により審査を行い、出展事例を選定する。

なお、選定に漏れた事例についても、選定委員会の意見を付記した審査結果を通知する。

（2）発表事例の選定

選定委員会で選定された事例の中から、説明会で発表する事例を選定する。

5 参加希望申請

実施計画に下記の必要事項を記載の上、提出すること。

① 発表会のプレゼンテーションで盛り込むべき主な内容

- ・ 工賃アップに取組む上での目標・計画、取組内容
- ・ 取組の効果
（何年度〇〇円→何年度〇〇円という形で、ある程度具体的に）
- ・ その他の効果（事業所利用者や職員等の意識の変化等）

② 展示・即売する事例に関すること

- ・ 参加事業者名簿
- ・ 製品等名、PR

6 国庫補助の範囲

1都道府県あたり100万円を限度とし、厚生労働大臣が定めた額とする。

7 事前説明会

開催前に事務局により、開催にあたっての注意事項、開催内容の詳細等について、説明会を実施予定。（場所：東京都内で開催）

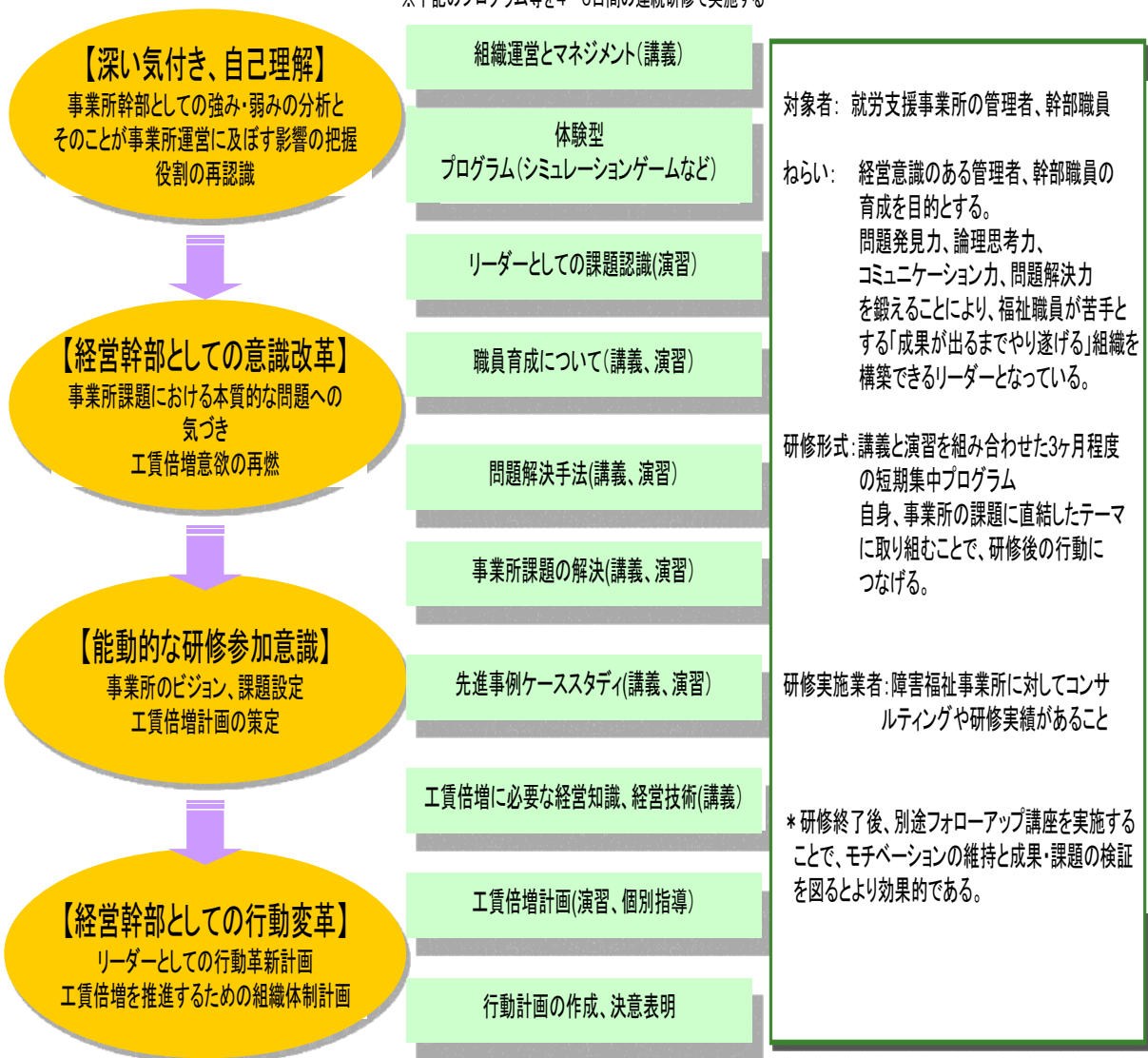
経営意識向上研修のプログラム例

「知っている」から「出来ている」状態にするための行動変革を促す

意識改革と行動変革を促すプロセス

研修プログラム(例)

※下記のプログラム等を4~6日間の連続研修で実施する



就労収入向上のためのスキルアップ研修開催のご案内

主催：(社)滋賀県社会就労事業振興センター

メモをとらない、机のいらない研修ってご存知ですか？

研修というと、講師が演壇に立ち、受講者はイスに座ってノートにメモメモ・・・しばらくすると眠たくなってきた・・・講師は経験を誇らしげに語り、講師のやってきたことを押し付けられ、終わってみたら何が自分のためになったのか・・・上司が行って来いというので来てみたが、イヤイヤなのでまったく耳に入らない・・・こんな経験はありませんか？

今回の研修は、座学オンリーではありません。いわば“動きのある研修”です。また、管理者と担当者が一緒に受けるため、学ぶ意味を共通認識していただきます。

研修での目標は、自分の可能性を発見し、働く上での自分の役割を自ら認識することです。

今までにない全く新しいスタイルの研修で、楽しく学び、自分の可能性に気づき、事業所でリーダーシップを発揮して事業を進めてみませんか？

カリキュラム

	講座名	テーマ	開催日	会場
		内容		
第一講	モデル事業所からの実践報告	モデルになる事業所からの実践報告	10月7日 (水) 13:30~ 16:30	社会就労センター ドリーム
		同じ業種、業界で経営をする事業者の報告です。手が届きそうで、自分たちのモデルになりうる可能性を感じとってください。		
第二講	コミュニケーション作り	人を知り、人を生かすコミュニケーション作り	10月29日 (木) 13:30~ 16:30	第二 むつみ園 学習支援室
		同僚や利用者との目線をあわして、自分を知る、相手を知ることの大切さを知りましょう。		
第三講	事業所ビジョンを描く	自らのありたい姿を描き、事業所の目指す姿を描く	11月19日 (木) 13:30~ 16:30	第二 むつみ園 学習支援室
		それぞれの職務の姿を再確認し、ビジョンを持ち、あなたの目標をたてましょう。		
第四講	リーダーシップの役割	自らの仕事の役割と責任について学ぶ	12月17日 (木) 13:30~ 16:30	第二 むつみ園 学習支援室
		リーダーシップとは？あなたがリーダーシップをもつべきことは？		
第五講	成果発表	それぞれの気づき、学びの成果発表	1月21日 (木) 13:30~ 16:30	第二 むつみ園 学習支援室
		研修を通して学んだことをプレゼンテーションし、明日からの実践につなげましょう。		

◆ 第一講は見学および講演となり、第二講以降は、(有)コーチ・しおんの戸田氏の講座となります。

◆ 第一、第三、第五講は、必ず管理者も一緒に受講してください。

2009年 静岡県 福祉施設職員スキルアップ研修

主催：静岡県厚生部 障害者支援局障害福祉室
企画・運営：特定非営利活動法人くらしえん・しごとえん

全体研修(静岡)

地域研修

全体報告会

6月27日(土)

6月28日(日)

8月22(土)、29(土)、30(日)

平成22年3月

会場：静岡県産業経済会館
(静岡市葵区追手町44-1)

会場：静岡県産業経済会館
(静岡市葵区追手町44-1)

東部：8/22(土)沼津労政会館2階第2会議室
中部：8/29(土)県産業経済会館3階第2会議室
西部：8/30(日)西部地域交流センターばれっと
ミーティングルームB

会場：静岡市

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者が働く」という事の大切さを基調講演をしていただき、本研修基本方向を確認する。 ・作業所分析の視点、作業分析の手法を学び、各職場および、取り組んでいる作業を見直す。
9:00	
:15	受付
:30	
:45	開講式
10:00	
:15	
:30	① 「はたらくこと」をみつめる ～障害のある人がはたらくということ～
:45	(講義) 長崎ウエスレヤン大学 准教授 村上 清
11:00	
:15	
:30	
:45	
12:00	昼食
:15	
:30	
:45	
13:00	
:15	
:30	② 職場をみつめる ～作業所分析の視点～ ・作業所分析の視点(講義) ・自施設紹介
:45	NPO法人くらしえん・しごとえん 代表理事 鈴木 修
14:00	
:15	
:30	
:45	
15:00	休憩
:15	
:30	
:45	
16:00	
:15	
:30	③ 作業をみつめる ～作業分析の理論と実際～ (講義/演習)
:45	聖隷クリストファー大学 准教授 辻 郁
17:00	
:15	
:30	まとめ
:45	事務連絡
18:00	
備考	

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・作業所の自主製品の開発から営業までの具体的手法及び必要なビジネスマナーを学ぶ。 ・企業においては当たり前に行われている「5S」「QC活動」の手法を学び、自施設を見つめ直す。
9:00	
:15	
:30	受付
:45	事務連絡
10:00	
:15	
:30	④、企業とつながる 作業所の商品開発 (講義/演習)
:45	社会福祉法人 一妻会 障害者職業開発研究所 柏木 克之
11:00	
:15	
:30	
:45	
12:00	昼食
:15	
:30	
:45	
13:00	
:15	
:30	⑤ 企業とつながる2 ビジネスマナー、営業手法 (演習)
:45	同上
14:00	
:15	
:30	
:45	
15:00	休憩
:15	
:30	
:45	
16:00	
:15	
:30	⑥、企業に学ぶ ～5S活動とQC活動～ (講義/演習)
:45	講師：(株)富士電機フロンティア 三重事業所
17:00	
:15	
:30	中川 卓雄
:45	
18:00	
:15	
:30	まとめ
:45	事務連絡
18:00	
備考	8月の地域研修までに 1、分析報告事業所訪問 2、プレゼンテーション準備

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度社労士により改善に取り組んだ、施設の報告及び、昨年度のサポーター養成研修修了者の報告を聞く。 ・企業への営業活動実施のために、「施設の説明」「商品の売り込み」の2点のプレゼンテーションを行う
9:00	
:15	
:30	受付
:45	事務連絡
10:00	
:15	
:30	⑦、ジョブコーチによる作業所分析報告 *参加作業所の中から 西部、中部、東部 各一ヶ所
:45	
11:00	
:15	
:30	⑧、作業所改善報告 (福)玉柏会 みすず 鈴木 利往
:45	
12:00	昼食
:15	
:30	
:45	
13:00	
:15	
:30	⑨、プレゼンテーション 1.自施設紹介 2.商品PR
:45	
14:00	
:15	
:30	
:45	
15:00	
:15	
:30	
:45	
16:00	
:15	
:30	
:45	
17:00	
:15	
:30	休憩
:45	まとめ・感想記入
18:00	
:15	
:30	諸連絡
:45	
18:00	
:15	
:30	* 情報交換会
:45	
備考	・情報交換会は、会場にて各施設の 商品を持ちより実施する。 ・参加は自由参加とする ・3月の全体研修までに課題の提出

ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・一年間のまとめとして、「事業所改善事例」と「企業訪問」について、それぞれ報告を行う。 ・障害福祉室より、今年度の活動のまとめを行い、今後の課題を明確にする。
9:00	
:15	
:30	受付
:45	事務連絡
10:00	
:15	
:30	
:45	
11:00	
:15	
:30	⑦、事業所改善報告
:45	
12:00	昼食
:15	
:30	
:45	
13:00	
:15	
:30	
:45	
14:00	
:15	
:30	⑧、企業訪問報告
:45	
15:00	休憩
:15	
:30	
:45	
16:00	
:15	
:30	⑩ 研修まとめ 障害者支援局障害福祉室
:45	
17:00	
:15	
:30	修了式
:45	
18:00	
備考	

事業所職員の人材育成(生産活動への企業的手法の導入)のための研修事例

(参考資料2)

経営コンサルタント等を活用した好事例、派遣事業者一覧表

都道府県	派遣元法人名		受入施設名、(施設種別)	指導により取り組んだ内容及び効果	派遣実施期間		
	住所、電話番号	派遣者	経営主体		平均工賃月額		
					18年度	19年度	20年度
岩手県	財団法人 いわて産業振興センター		あけぼの (就労継続支援B型)	<p>事業の再編(事業拡大・不採算部門の縮小・新規事業への進出)</p> <p>中小企業診断士より、企業的経営ノウハウに基づく助言を受け、①農産加工品・資源回収業務の拡大、②革製品・手工芸生産の縮小、③はんでん製造請負事業の新規展開に取り組んだ。 効果としては、特に、農産加工品(キムチ等)の拡大を行ったことで、売上げの増加につながり、工賃の向上に結びついている。</p>	平成20年1月～平成21年3月		
	岩手県盛岡市飯岡 新田3-35-2 019-631-3826	中小企業診断士	社会福祉法人 岩手共生会		9,783円	10,471円	13,986円
宮城県	庄司和弘経営コンサルティング事務所		びあ (就労継続支援B型)	<p>主力商品の改善・新商品の開発</p> <p>主力商品である弁当に関して、ライバル商品との比較検討や商品に対するアンケートを実施し、商品の改善を図った。また、フードプランナーや地元大学の美術サークルとタイアップするなどし、新商品の開発を実施した。 中小企業診断士の助言の下、事業の改善に取り組み、結果として工賃の向上につながっている。 平成21年10月分の平均工賃は22,368円となっている。</p>	平成20年10月～平成21年3月		
	宮城県遠田郡美里 町牛飼字伊勢堂裏 69 0229-32-3382	中小企業診断士	特定非営利活動法人 福祉ネットABC		-	15,196円	16,662円
福島県	福島県授産事業振興会		フルクテン (就労継続支援B型)	<p>販路の拡大・新商品の開発</p> <p>パン製造販売に関し、現状分析及び経営改善の提案を行うとともに、パンの販路拡大・新商品の開発を支援した。経営改善の提案は経営士が担当し、新商品開発支援は実務家が担当した。 経営改善に関しては、職員等のモチベーション調査・ヒアリング、生産と販売の需給マッチング、店舗販売の拡大策の提案を行った。 改善策に基づき事業を実施しており、着実に工賃向上に結び付いている。平成21年10月分の平均工賃は12,506円となっている。</p>	平成20年8月～平成20年10月		
	福島市杉妻町5番7 5号 024-523-1414	経営士 実務家(パン屋)	NPO法人 ゴールデンハーブ		-	8,587円	11,527円
神奈川県	①インダコ ②榊澤電気		かつら工房 (就労継続支援B型)	<p>魅力ある店舗・商品作り</p> <p>ラッピング講師からは、製菓類のラッピング及び販売促進につながるディスプレイや広告についての指導を受け、製パン講師からは、パン作り及びパンショップとしての運営についての基礎的な知識を学び、工賃の向上に取り組んでいる。 効果としては、工賃アップに対する意識が向上し、職員と利用者のミーティングの実施、さらには、販売マニュアル作成の取組み等につながり、結果として、工賃の向上につながっている。 平成21年10月分の平均工賃は14,934円となっている。</p>	平成21年4月～平成22年3月		
	①横浜市磯子区陽光 台4-16-27 ②横浜市神奈川区入 江1-32-6 ①045-520-3400 ②045-431-1178	①ラッピング講師 ②製パン講師	特定非営利活動法人 みちくさみち		8,966円	13,190円	11,009円

経営コンサルタント等を活用した好事例、派遣事業者一覧表

(参考資料3)

都道府県	派遣元法人名		受入施設名、(施設種別)	指導により取り組んだ内容及び効果	派遣実施期間		
	住所、電話番号	派遣者			平均工賃月額		
			経営主体		18年度	19年度	20年度
富山県	社団法人 中小企業診断協会富山県支部		ワークハウス劔 (就労継続支援B型)	主力商品の生産拡大・不採算部門からの撤退・販路拡大 中小企業診断士が示した数字を基に売れる製品(パン、一閑張り)の生産を拡大し、収益の上がない事業(布花、内職、木工製品、菓子仕入れ販売)から撤退した。また、コンビニ駐車場でのイベント販売や季節商品(注連縄、花束・花鉢など)の訪問でのチラシ配布を実施するなど販路拡大に積極的に取り組むことにより、売上を大幅に上昇させ、工賃向上に大きく寄与している。 平成21年10月分の平均工賃は14,659円となっている。	平成20年2月～平成20年3月 平成20年9月～平成20年12月		
	富山市高田527 076-444-5605	中小企業診断士	特定非営利活動法人 ワークハウス劔		-	10,277円	13,021円
石川県	アイエル経営診断事務所		けやき野苑 (知的障害者通所授産施設)	利用者の能力を活かした人材配置 けやき野苑が取り組んでいる各授産科目に対して必要とされる力量を明確にし、基礎的な力量管理システムを導入したことによって、利用者個人レベルでの細分化された作業能力を客観的に把握できるようになった。これにより、適材適所の人材配置の実施が可能となった。 また、企業とのパートナーシップの取り方や提案の仕方について、助言を受け、実践することにより、企業側の施設に対する評価が高まり、協力体制を一層強固にすることができた。	平成19年11月～平成20年2月 平成20年9月～平成21年2月		
	白山市徳丸町612 050-3413-1182	中小企業診断士	社会福祉法人 富明会		15,671円	16,935円	20,765円
	株式会社北陸経営		夢うさぎ (知的障害者通所授産施設)	財務管理の改善・店舗コンセプトの明確化 中小企業診断士によるアドバイスを受け、パン類の製造販売、レストラン業務の原価管理による収益性の向上や、レストラン業務のサービス向上、レストランのコンセプトの明確化等により、集客力向上を図った。 また、継続的にカンファレンスを実施し、改善対策の経過・結果を職員が認識できたことにより、職員の工賃向上への意識を高めることができ、工賃の向上につながっている。	平成19年11月～平成20年3月 平成20年9月～平成21年3月		
金沢市涌波2丁目14-10 076-231-1120	中小企業診断士	社会福祉法人 南陽園	17,128円		22,055円	26,865円	
福井県	㈱リテイルサポート		はす工房花里音 (就労継続支援B型)	販路の拡大(アンテナショップでの展示・イベントの企画等) はす工房花里音は平成20年度、小規模作業所から就労継続支援B型等に移行した事業所で、パン、焼菓子、染め物等を行っている。 中小企業診断士は、その商品の価値を評価し、染め物を東京青山にある県のアンテナショップの展示にエントリーをさせたり、パン、焼菓子については、イベントの企画実施など、具体的な販売先や販売方法をアドバイスした。 事業所は、中小企業診断士からの評価が励みになり、自信を持って、利用者の賃金アップに取り組んでいる。平成21年10月分の平均工賃は24,758円となっている。	平成20年7月～平成21年2月		
	福井市湊2-1802 0776-33-0701	中小企業診断士	(NPO)はす工房花里音		-	-	18,571円

都道府県	派遣元法人名		受入施設名、(施設種別)	指導により取り組んだ内容及び効果	派遣実施期間		
	住所、電話番号	派遣者	経営主体		平均工賃月額 18年度 19年度 20年度		
三重県	社団法人 中小企業診断協会三重県支部		南勢ワークセンター (就労継続支援B型)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">市場分析・業務マニュアルの作成</div> <p>中小企業診断士の助言に基づき、以下の事業改善を実施した。 ①ジャム製造において、曜日ごとの売り上げをデータ化するよう指導を受け、効率のよい作業計画が確立できた。また、アンケート実施により購買層、金額設定、商品評価、ニーズ等が明確になった。 ②受託作業において、取引先の企業選択方法に関するアドバイスにより、受注先拡大につながった。 ③葬祭事業において、マニュアルを作成し、利用者個々の作業能力が判断しやすくなった。同業者との差別化のため、パンフレット等に反映させた。 平成21年10月分の平均工賃は30,456円となっている。</p>	平成20年4月～平成22年3月		
	三重県津市栄町1-891 059-246-5911	中小企業診断士	社会福祉法人 伊勢亀鈴会		17,949円	20,669円	25,825円
滋賀県	社団法人 滋賀県社会就労事業振興センター		第二にっこり作業所 (知的障害者通所授産施設)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">商品管理の見直し・販路の変更等</div> <p>経営コンサルタントの助言を受け、①パン製造販売事業に注力し、SWOT分析、パレート分析による品揃え計画の見直し、②販売チャネルの検討による地元密着型への転換、③作業分担、利用者配置の修正、④直販店舗計画と実現支援、⑤包装デザインの改良による商品力向上等に取り組んだ。結果として、工賃の向上に結びついている。</p>	平成19年7月～平成20年6月		
	滋賀県草津市大路2丁目11-15 077-566-8266	経営コンサルタント	社会福祉法人 悠紀会		16,242円	16,406円	24,911円
奈良県	特定非営利活動法人 奈良県社会就労事業振興センター		だるま作業所 (就労継続支援B型)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">マーケティングの実施・店舗コンセプトの検討</div> <p>パンの販売を強化するため、①売れる商品とブランドの確立、②マーケティングの実施、③店のネーミング・コンセプトの検討、④お客さまにとって身近な店舗づくり(店舗の看板の作成や広報誌の製作・発行、お客さまの注文に対応できるようサービスの拡大)等に取り組んだ。 効果としては、一般消費者の視点から授産品の現状を見直すことができたことに加え、「施設のパン屋」ではなく、「街のパン屋」であることを自覚し、障害者施設の商品ではない物を作ろうという姿勢が生まれ始めた。 平成21年10月分の平均工賃は25,525円となっている。</p>	平成20年9月～平成21年3月		
	奈良市白毫寺町83-5-1-303 0742-26-4888	経営コンサルタント	社会福祉法人 だるま会		16,683円	16,889円	19,572円
香川県	(財)かがわ産業支援財団		朝日平成園 (就労継続支援B型)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新商品の開発</div> <p>中小企業診断士の助言に基づき、①現状の課題の把握と分析、②行動計画の作成、③新商品の開発(以前から製造していた焼肉のタレについて、新商品の開発)に取り組んだ。 個々の職員が行動計画に基づき、業務を実践するようになる等、職員の意識が向上し、工賃向上につながっている。 平成21年10月分の平均工賃は10,249円となっている。</p>	平成19年10月～平成20年3月		
	高松市林町2217-15 087-840-0391	中小企業診断士	社会福祉法人 朝日園		8,243円	9,102円	9,338円

都道府県	派遣元法人名		受入施設名、(施設種別)	指導により取り組んだ内容及び効果	派遣実施期間		
	住所、電話番号	派遣者	経営主体		平均工賃月額		
					18年度	19年度	20年度
愛媛県	愛媛県社会就労センター協議会		麦の穂 (就労継続支援B型)	財務管理の改善 中小企業診断士の助言に基づき、①経理作業のIT化、②事業所管理体制の整備、課題の抽出を図るなど、工賃引き上げのための取組を実施した。 効果としては、工賃アップの道筋を目に見える形にすることができ、取り組む方向性が明確になった。また、会計処理の電子化、業務の効率化が図られた。 平成21年10月分の平均工賃は27,599円となっている。	平成20年2月～平成20年8月		
	愛媛県	愛媛県松山市持田町三丁目8-15愛媛県総合社会福祉会館 089-921-8344	中小企業診断士		特定非営利活動法人 麦の穂	-	-
高知県	社団法人 中小企業診断協会高知県支部		さんかく広場 (精神障害者授産施設)	新商品の開発・販売促進活動 中小企業診断士の助言に基づき、①売上増加のための新商品開発、②売上増加のための積極的な販売促進活動、③生産性向上のための5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・しつけの頭文字をとったもので、職場環境の整備を通じて、商品品質の安定、経費削減、従業員の融和を図ることができる運動)を実施した。 診断前は経営状態などを顧みることがなかったが、診断後は経営を見直すことで工賃アップにつながっている。また、利用者が商品チェックをするようになるなど、利用者の仕事に対する意識の向上が見られる。	平成19年4月～平成21年3月		
	高知県	高知県高知市はりまや町3-19-15 088-878-1198	中小企業診断士		社会福祉法人 さんかく広場	13,571円	13,283円
熊本県	①企画会社 ②(株)福祉ベンチャーパートナーズ		ワークショップ八代 (就労継続支援B型)	事業の再編(不採算部門からの撤退・事業の拡大・新規事業への進出) 経営コンサルタントの指導のもと、事業再編を行うことを決定し、い草加工と下請け作業は廃止し、製麺作業の拡大を実施する。また、製麺の設備を活かし「うどん店」を開店することを決意する。 平成20年3月精神小規模通所授産から就労継続支援B型事業所へ移行後、企画会社からの指導を受け、地域特性、お客様ニーズを把握し、平成21年7月にうどん店「麵処 田んなか」を開店し、順調に売上げを伸ばしている。	平成20年1月～平成21年12月		
	熊本県	①熊本市二本木3-1-23 インテリジェントcom3階 ②東京都千代田区九段北3-2-2 ユニコビル2階 ①- ②03-3511-0048	①まちづくりアドバイザー ②経営コンサルタント		(福)みどり福祉会	8,489円	8,639円
大分県	社団法人 中小企業診断協会大分県支部		べっぶ優ゆう作業所 (就労継続支援B型)	魅力ある商品づくり クッキー生産を主産業としており、製造において更なる付加価値を加えるため、「おからクッキー」のレシピを提案し、生産を開始した。 また、商品の味・ラッピング・価格・卸店をイメージしてのディスプレイ等の見方・考え方等を含めた実習を行い、センスアップを図り、市内の喫茶店に常設できる等、販路が広がった。 上記取り組み等により、工賃向上につながり、平成21年10月分の平均工賃は9,569円となっている。	平成19年9月～平成21年3月		
	大分県	大分県大分市大石町5-3 097-549-4028	厨房設備士 デザイン企画講師		NPO法人 べっぶ優ゆう	6,055円	6,364円

都道府県	派遣元法人名		受入施設名、(施設種別)	指導により取り組んだ内容及び効果	派遣実施期間		
	住所、電話番号	派遣者	経営主体		平均工賃月額		
					18年度	19年度	20年度
沖縄県	財団法人 沖縄県セルフセンター		就労支援センター ドリーむ (就労継続支援B型)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">販路の拡大・新商品の開発・新規事業への進出</div> 中小企業診断士の助言に基づき、以下の業務改善を実施した。 ①パン製造販売において、営業活動を強化し、販路の拡大を図った。また、新商品開発の実施やインターネット販売の可能性を探った。 ②農作物生産販売において、年間を通して生産・出荷できる作物の開発、無農薬野菜としてのネット販売の可能性を探った。 ③新規事業として、クリーニング及びハウスクリーニング事業へ進出した。 上記取り組み等により、工賃向上につながり、平成21年10月分の平均工賃は17,500円となっている。	平成20年7月～平成21年3月		
	沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 098-882-5663	中小企業診断士	社会福祉法人 朝日福祉会		12,178円	12,485円	13,864円

※ 出典：障害福祉課調